**休止中の保安管理について**

危険物　　　　　　　　　　の休止中の保安管理は、下記のとおり遵守します。

記

１．　休止中は、関係者以外の立入を禁止し安全管理に注意をはらい、事故防止に万全を期する。

２．　休止中は、ロープ及びさく等の囲いをして事故防止に当たる。

３．　現場は、常に整理・清掃に努める。

４．　休止中は、常に使用しやすい場所に消火設備を完備しておく。（残ガス予防のため）

５．　設置者は、管理者と常に連絡を図りながら火災等の発生防止について万全な措置を講ずる。

６．　万一火災が発生した時には、直ちに応急措置を講ずるとともに消防機関への通報・連絡を迅速に行う。

７．　　　　　　　　　　　　内には、危険物を一切貯蔵しない。

８．　再開に当たっては、法令の基準に適合させ検査を受けた後使用再開する。

以上

設 置 者 　住　所

　　　　　　　氏　名

管 理 者 　 住　所

　　　　　　　氏　名